

第3回政務調査費に関するワーキング概要

日 時：平成20年8月12日（火）13：00～14：00

場 所：議事堂3階 全員協議会室

出席議員：政務調査費に関するワーキンググループメンバー（田中博議員、前野和美議員、藤田泰樹議員、服部富男議員、中嶋年規議員、萩原量吉議員、奥野英介議員、今井智広議員）その他28議員

【概要】

政務調査費に関する講演会

講師：内田一夫 全国都道府県議会議長会議事調査部長

1 政務調査費制度の変遷について

会派への補助金として県政調査交付金制度

政務調査費制度への移行

地方自治法の改正により、「会派又は議員」に交付される政務調査費制度へ移行

条例により交付対象、額、交付方法等を定める

議長による調査により透明性を確保

収支報告書に全ての領収書の添付は必要ないとの判決（千葉地裁平成9年7月11日判決）

2 政務調査費の問題点

国会議員との比較において、国会議員には支給されている文書通信交通滞在費的なものは地方議会議員にはない。

3 都道府県議会制度研究会の提言（平成19年4月19日）

地方議会議員の位置づけを明確化し、議員活動の範囲を明確化し、その議員活動に対する公費負担のあり方を根本的に検討する必要がある。

4 平成20年地方自治法改正について

地方議会議員の位置づけの明確化への第一歩を踏み出したもの

議会活動の範囲の明確化

議員の報酬に関する規定の整備

5 質疑

政務調査費の交付額の客観性についてどのように考えるか。

以前から議論されているところである。報酬審議会等でも議論されている例があるが、客観的な判断はできていない。報酬そのものにしても「反対給付」なのか、そうでないのか。また誰を基準にするのか等をまず検討しなければならないと考えている。